

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

令和8年5月1日

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

ミスターマックス八本松店

(2) 所在地

東広島市八本松町大字飯田字大山2006番地 外

2 変更に係る事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位 置	容量
建物東側（廃棄物保管施設No. 4A）	6 m <sup>3</sup>
建物東側（廃棄物保管施設No. 4B）	2 4 m <sup>3</sup>
建物北西側（廃棄物保管施設No. 4C）	9 m <sup>3</sup>
建物北西側（廃棄物保管施設No. 4D）	3 0 m <sup>3</sup>
合計	6 9 m <sup>3</sup>

(変更後)

位 置	収容台数
建物東側（廃棄物保管施設No. 4A）	5 m <sup>3</sup>
建物東側（廃棄物保管施設No. 4B）	2 3 m <sup>3</sup>
建物東側（廃棄物保管施設No. 4C）	2 3 m <sup>3</sup>
建物西側（廃棄物保管施設No. 4D）	3 0 m <sup>3</sup>
合計	8 1 m <sup>3</sup>

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 9時

(変更後) 午後10時

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前7時45分～午後 9時10分

(変更後) 午前7時45分～午後10時30分

3 変更年月日及び変更の理由

変更年月日	変更の理由
(1) 平成22年4月1日	営業政策のため
(2) 令和 8年5月1日	

4 届出年月日

令和8年4月27日(水)

4 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和8年5月1日(金)から令和8年8月31日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部産業振興課

東広島市西条栄町8番29号

5 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年8月31日(月)

(2) 提出先

東広島市産業部産業振興課